令和２年度　幕別町競争入札参加資格審査申請作成の手引き【建設工事・設計等】

１　申請書類

共通様式１、２、３、３の２、４、９、10については、北海道公共工事契約業務連絡協議会モデル（複写可）を使用すること。

様式４、５、６については、幕別町独自様式となるので、町ホームページにてダウンロードすること。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nyusatsu/index.html

申請書の記載方法、添付書類等の詳細については、別紙１「建設工事・設計等の申請書類一覧表」を参照すること。

２　申請書類の提出

受付期間　令和２年２月３日（月）から令和２年２月28日（金）まで

① 原則、申請はインターネットによる電子申請の受付けとなります。利用する場合は、町ホームページ掲載の利用方法等を参照すること。

② インターネット環境がない場合や北海道内からの申請は、持参または郵送でも受付けます。
持参の場合は、上記期間の開庁日で午前８時45分から午後５時30分までとする。
郵送の場合は、上記期間内に必着とする。余裕を持って発送し、受理書を兼ねた共通様式９（控）又は共通様式10（控）、不受理書を返送するための返送用封筒（切手貼付け、返送先記載）を必ず同封すること。

提出先　〒089-0692　中川郡幕別町本町130番地１　幕別町企画総務部総務課契約管財係

提出部数　正１部

３　競争入札参加資格者への通知

毎年度３月に開催する幕別町入札参加者資格審査委員会において、資格審査を行い、競争入札参加資格者となった者への通知は、毎年度作成する資格者名簿への登録及び公表をもって行う。（通知書等の発送は行わないので総務課での閲覧又は町ホームページにて確認すること。）

４　競争入札参加資格の有効期間

令和２年４月１日から令和３年３月31日までとする。

５　競争入札参加資格者の等級格付について

建設工事のうち「土木一式工事のうち一般土木」、「土木一式工事のうち下水道」、「建築」、「電気」、「管」の５業種について、総合評定値の点数等によって業種ごとの等級格付を行う。なお、等級格付の通知は、幕別町内に営業所等を有する競争入札参加資格者のみに対して行う。

６　建設工事の申請工事種別について（希望工種）

土木一式工事、 建築一式工事、 大工工事、 左官工事、 とび・土工・コンクリート工事、 石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロツク工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゆんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事、個別排水処理施設設置工事とする。

７　設計等の申請種別について（希望種別）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料（建設コンサルタント、補償コンサルタント、計量証明）とする。

８　建設工事及び設計等を申請するために必要な資格

（１）全ての申請をする者に必要な資格

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

（２）建設工事を申請する者に必要な資格

ア　申請する業種（以下「申請業種」という。）に応じた建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。営業所等に権限を委任する場合は、当該営業所等が建設業許可を受けていること。

イ　申請業種において、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。ただし、当該審査基準日が競争入札参加資格審査基準日の１年７月前の日以後の通知に限る。

（３）建設工事のうち個別排水処理施設を申請する者に必要な資格

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第３項の規定に基づく浄化槽工事業を営む者として北海道知事へ届け出を行っている特例浄化槽工事業者であること。

（４）測量及び土木設計を申請する者に必要な資格

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第１項の規定に基づく測量業者の登録を得ていること。

（５）地質調査を申請する者に必要な資格

地質調査業者登録規程第２条第１項の規定等に基づく、登録を得ていること。

（６）建築設計を申請する者に必要な資格

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定に基づく建築士事務所の登録を得ていること。

（７）技術資料のうち建設コンサルタントを申請する者に必要な資格

建設コンサルタント登録規程第２条第１項の規定に基づく、登録を得ていること。

（８）技術資料のうち補償コンサルタントを申請する者に必要な資格

補償コンサルタント登録規程第２条第１項の規定に基づく、登録を得ていること。

（９）技術資料のうち計量証明を申請する者に必要な資格

計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定等に基づく、登録を得ていること。

９　建設工事・設計等の申請書類

別紙１「建設工事・設計等の申請書類一覧表」による。

10　その他

申請書類に不備、不足がある場合は受付しないので、別紙１「建設工事・設計等の申請書類一覧表」の注意事項及び一般財団法人北海道土木協会発行の「入札参加資格審査申請の手引（工事・設計等）」を必ず参照すること。（仮受付や書類の一時預かりは原則不可）

受付期間内の電話等での問い合わせは原則不可とする。（審査状況等）

郵送又は電子申請の場合、審査に概ね１～２週間要するため、余裕を持って申請すること。

持参の場合は、即日審査とする。